

三島市診断表のポイント

(H30.3.16 財務省東海財務局静岡財務事務所)

財務指標

平成28年度決算

⇒

今後の見通し(平成32年度)

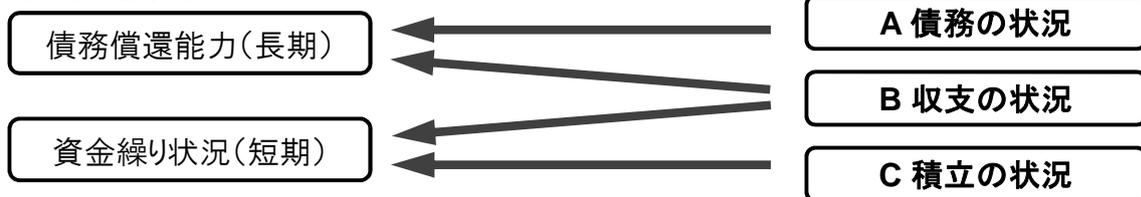
	① 実質債務月収倍率 家計に例えると… 借金が月給の何か月分あるか	② 債務償還可能年数 家計に例えると… 借金を返済するのに何年かかるか(余剰金を全て返済に充てた場合)	③ 行政経常収支率 家計に例えると… 借金の返済に回せる余剰金は年収の何%か	④ 積立金等月収倍率 家計に例えると… 預貯金が月給の何か月分あるか
問題なし	28年度:16.1月 ↓ 32年度:16.7月	32年度:13.5年 ↑ 28年度:15.3年	32年度:10.3% ↑ 28年度:8.7% 10.0%	3.0月 ↓ 28年度:1.3月 ↓ 32年度:1.1月 1.0月
注意 やや	18.0月	15.0年	28年度:8.7%	28年度:1.3月
注意	24.0月		0.0%	
年度	A 債務の状況(①+②)	B 収支の状況(②+③)	C 積立の状況(③+④)	
28	○	×	×	
32	○	○	○	

総合評価

債務償還能力(A+B): 28年度は「注意」すべき、32年度は「問題ない」状況です。
資金繰り状況(B+C): 28年度は「注意」、32年度は「やや注意」すべき状況です。

【参考】財務状況ヒアリングの分析手法

分析の目的と着眼点



財務上の問題とその診断基準

債務高水準	収支低水準	積立低水準
① 実質債務月収倍率が24ヵ月以上 ② 実質債務月収倍率が18ヵ月以上、かつ、債務償還可能年数が15年以上	① 行政経常収支率が0%以下 ② 行政経常収支率が10%未満、かつ、債務償還可能年数が15年以上	① 積立金等月収倍率が1ヵ月未満 ② 積立金等月収倍率が3ヵ月未満、かつ、行政経常収支率が10%未満

三島市診断表のポイント

(H30.3.16 財務省東海財務局静岡財務事務所)

現在の財務状況

【収支の状況】

扶助費、物件費及び補助費等の増加により、「収支低水準」の状況となっています。特に、障害者自立支援給付事業費、児童保育事業費等の増加により、扶助費が増加しています。

【債務の状況】

地方債現在高については、ごみ焼却処理施設整備事業等の実施により、直近5年間、27年度まで一貫して増加が続きました。債務の水準に問題は認められませんが、やや注意すべき状況となっています。

【積立の状況】

積立原資が低水準であるほか、建設投資の目的及び退職手当の支払いに充てる目的で基金を取り崩したこともあり、「積立低水準」の状況となっています。

今後の見通し

【債務償還能力】

今後、三島駅南口東街区再開発事業等の実施により、地方債現在高が増加する見通しです。しかしながら、債務の水準に問題は認められません。

また、三ツ谷工業団地の開発に伴う固定資産税の増加等が見込まれることから、「収支低水準」が解消され、収支の水準(償還原資の獲得状況)に問題が認められない状況となる見通しです。

【資金繰り状況】

今後、三島駅南口東街区再開発事業等の投資支出が増加することなどから、現金預金が増減する見通しです。しかしながら、上記のとおり、収支の水準(資金繰りの余裕度)に問題は認められません。このため、「積立低水準」が解消され、積立の水準(資金繰り余力)はやや注意すべき状況に改善する見通しです。

留意点

貴市は、地方交付税及び法人住民税が比較的少ないなどの財政的特徴を有しています。このため、収支がおおむね均衡し、積立原資の獲得が困難となっており、財源確保のための起債を余儀なくされている状況にあるものと考えられるところです。

今後は、産業振興等(三ツ谷工業団地の開発等)による収入増加を図るとともに、全ての経費を予算査定の対象とするといった支出削減の取組を着実に実施する必要があるものと考えられます。また、こうして持続的な発展に資する財政基盤を構築することで、協働による地域活性化の取組(三島駅南口東街区再開発事業等)を推進することが期待されます。

【計画＝着地】 指標見込シート

(団体名:三島市)

		平成28年度 【実績】	平成29年度 【見込】	平成32年度 【計画最終年度】
財務指標	債務償還可能年数	15.3年	15.3年	13.5年
	実質債務月収倍率	16.1月	16.1月	16.7月
	積立金等月収倍率	1.3月	1.1月	1.1月
	行政経常収支率	8.7%	8.7%	10.3%

診断	債務系統	○	○	○
	積立系統	×	×	○
	収支系統	×	×	○

1. 地方公共団体の財務状況把握

財務状況把握は、財政融資資金の貸し手として、償還確実性を確認する観点から、債務償還能力及び資金繰り状況を把握するものです。

2. 債務償還能力

債務償還能力については、実質債務が大きくても償還原資が充実していれば、債務償還能力には問題がない、あるいは、償還原資が小さくても実質債務が小さければ、債務償還能力には問題がないと考えられます。

よって、債務償還能力は、債務償還可能年数と、この債務償還可能年数を分解した実質債務月収倍率及び行政経常収支率とを利用して把握します。

注：実質債務とは

実質債務とは、地方債現在高に有利子負債相当額を加算し、積立金等を控除したものです。

また、有利子負債相当額は、翌年度繰上充用金に健全化判断比率及び資金不足比率等に関する算定様式上の債務負担行為に基づく翌年度以降支出予定額、公営企業会計等の資金不足額、土地開発公社に係る普通会計の負担見込額及び第三セクター等に係る普通会計の負担見込額を加算したものです。

ただし、平成 18 年度までは、翌年度繰上充用金と決算統計上の債務負担行為に基づく翌年度以降支出予定額の合計額としています（以下同様）。

3. 資金繰り状況

資金繰り状況については、積立が少なくても行政経常収支の黒字が多ければ資金繰りは問題がない、あるいは、行政経常収支の黒字が少ない場合でも積立が潤沢であれば資金繰りは問題ないと考えられます。

よって、資金繰りリスクは、行政経常収支率と積立金等月収倍率を利用して把握します。

① 債務償還可能年数

債務償還可能年数は、債務償還能力を表す指標であり、債務が償還原資となる行政経常収支（キャッシュフロー）の何年分あるのかを示したものです。

また、債務償還可能年数が短いほど債務償還能力は高く、債務償還可能年数が長いほど債務償還能力が低いといえます。

（参考1）債務償還可能年数の算式

$$\begin{aligned} \text{債務償還可能年数} &= \text{実質債務} / \text{行政経常収支} \\ &= (\text{実質債務月収倍率} / 12) / \text{行政経常収支率} \end{aligned}$$

（参考2）実質債務

$$\text{実質債務} = \text{地方債現在高} + \text{有利子負債相当額}^{\ast 1} - \text{積立金等}^{\ast 2}$$

※1 有利子負債相当額 = 翌年度繰上充用金 + 債務負担行為に基づく翌年度以降支出予定額 + 公営企業会計等の資金不足額 + 土地開発公社に係る普通会計の負担見込額 + 第三セクター等に係る普通会計の負担見込額

※2 積立金等 = 現金預金（歳計現金 + 財政調整基金 + 減債基金） + その他特定目的基金

② 実質債務月収倍率

実質債務月収倍率は、実質債務の大きさを表す指標であり、実質債務が行政経常収入の一月分の何倍（何ヶ月分）に相当するかを示したものです。

また、実質債務月収倍率が高いほど、行政経常収入に比べた実質債務が大きいといえます。

なお、実質債務は、地方債現在高に、有利子負債相当額（将来、普通会計が負担することが確実、あるいは、その蓋然性が高いことから実質的に有利子負債とみなされるもの）を加算し、積立金等を控除したものです。

（参考）実質債務月収倍率の算式

$$\text{実質債務月収倍率} = \text{実質債務} / (\text{行政経常収入} / 12)$$

③ 積立金等月収倍率

積立金等月収倍率は、現金預金等の積立金等が行政経常収入の一月分の何倍（何ヶ月分）あるかを表す指標であり、資金繰りに係るリスクに備えどれだけの厚みをもって資金が積み立てられているかという耐久余力を示したものです。

（参考）積立金等月収倍率の算式

$$\text{積立金等月収倍率} = \text{積立金等} / (\text{行政経常収入} / 12)$$

④ 行政経常収支率

行政経常収支率は、行政経常収入に対する行政経常収支の割合です。

具体的には、行政経常収入からどの程度の償還原資を生み出しているかという

償還原資の獲得能力や、経常的な収入で経常的な支出を賄えているかという経常的な資金繰り状況を示したものです。

(参考) 行政経常収支率の算式

$$\text{行政経常収支率} = \text{行政経常収支} / \text{行政経常収入}$$

6. 財務指標の基準について

財務状況把握では、財務上の問題を把握するために、前述の財務指標を、統計的手法を用いて類型化しています。

具体的には、各系統に属する指標（債務系統→実質債務月収倍率、積立系統→積立金等月収倍率、収支系統→行政経常収支率）毎に、標準偏差 1.0σ（シグマ）を超える指標値（概ね下位 15%）を“著しく乖離している”、標準偏差 0.5σを超える指標値（概ね下位 30%）を“乖離している”とし、その過去5年間の単純平均に端数処理を施した上で基準値を設定しています。

ただし、行政経常収支率における“著しく乖離している”場合は、標準偏差にかかわらず「0%以下」と定義しています。行政経常収支率が0%以下になるとは償還原資がないことを意味し、1%と0%では単なる1%の差以上の意味合いがあるからです。

基準はこのように相対基準であるため、基準に該当したことをもって、必ずしも常に財務上の問題があるとは言えず、また、該当しなかったことをもって財務上の問題が全くないことを表しているものではないことに留意する必要があります。

なお、系統ごとの基準値の考え方は、以下のとおりです。

系 統	問 題	定 義
債務系統	債務高水準	① 実質債務月収倍率 24.0 月以上 ② 実質債務月収倍率 18.0 月以上 かつ債務償還可能年数 15.0 年以上
積立系統	積立低水準	① 積立金等月収倍率 1.0 月未満 ② 積立金等月収倍率 3.0 月未満 かつ行政経常収支率 10.0%未満
収支系統	収支低水準	① 行政経常収支率 0.0%以下 ② 行政経常収支率 10.0%未満 かつ債務償還可能年数 15.0 年以上